

会長声明

憲法改正手続法の施行延期を求める会長声明

憲法改正手続法は、2007年5月18日に公布され、2010年5月18日施行予定とされており、施行期日が目前に迫っている。

憲法は、国民の基本的な人権を保障するために権力を制限する根本規範であり、改正には憲法改正権者である国民の意思が的確に反映されなければならない。

しかしながら、当会がかねて指摘しているように、憲法改正手続法は、(1)最低投票率の規定がないため、少数の投票者の意思により憲法改正が行われるおそれがあること、(2)改正案の発議について、「内容において関連する事項ごと」に区分して行うとされているが、どのような場合に内容において関連するのかの基準が曖昧であり、国民の意思が正確に反映される投票方法となっていないこと、(3)公務員及び教育者の地位利用に対する規制について、罰則の定めはないものの運動自体を禁止しており、国民が広く憲法改正の議論をすることについて萎縮効果を与えること、(4)改正案の発議から投票まで60日以上180日以内とされているが、憲法改正という重大な問題について国民が十分に情報を得て議論を尽くすには短かすぎること、(5)メディアの報道や有料広告のあり方についても十分な審議が尽くされていないこと等、多くの重大な問題点をはらんでいる。同法が十分な審議を経ていない不十分なものであることは、法案成立の際に、参議院憲法改正に関する調査特別委員会において18項目にも亘る附帯決議がなされたことから明らかである。附帯決議においては、特に、「成年年齢」、「最低投票率」、「テレビ・ラジオの有料広告規制」の3点については、「本法施行までに必要な検討を加えること」とされている。

そこで、当会は、国会に対し、施行までの3年の間に、附帯決議がなされた事項にとどまらず、憲法改正権者は主権者である国民であるという視点にたち、真に国民の意思を反映した国民投票ができるような法律にすべく抜本的な見直しをなされることを強く要請したが、いまだに、ほとんど検討されていない。

また、同法は、附則において、「この法律が施行されるまでの間に」、投票年齢の問題に関しては、「年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とし、公務員の政治的行為に対する制限に関しても、「公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう、公務員の政治的行為の制限について定める国家公務員法、地方公務員法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」としているが（附則3条、11条）、これらのいずれについても、いまだ必要な措置は講じられていない。

同法に含まれるこれらの問題点について、当会が指摘し、また、附則および附帯決議が求めている検討がほとんどなされておらず、必要な法制上の措置が講じられていない現状では、同法の施行期日を定める附則1条を改正して、同法の施行は延期されるべきである。

2010（平成22）年4月16日
東京弁護士会会長 若旅一夫

公訴時効の廃止及び大幅延長に関する会長声明

1 平成22年4月27日の衆議院における議決により、
1. 殺人や強盗殺人など法定刑に死刑がある罪の時効を廃止する。
2. 強姦致死罪など法定刑に無期の懲役・禁錮がある罪の時効を15年から30年に延長する。
3. 過去に発生した事件で施行時に時効になっていないものについても、この時効の廃止・延長を適用する。
などを内容とする「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」が成立し、即日施行された。
もとより、時の経過によっても被害感情は消えないという犯罪被害者や遺族らの声に耳を傾けることは大切である。

2 しかしながら、この改正は、以下に述べる問題点をはらんでおり、拙速のそしりを免れないものと考えます。

(1) 公訴時効制度の存在理由の一つには、時間的な経過により犯罪行為の社会的影響が微弱化し、可罰性が減少する、という実法的側面がある。

したがって、公訴時効を廃止・延長するのであれば、この側面における制度の存在理由が間違っていたということが実証的に示されなければならない。

しかしながら、わが国における殺人事件・強盗致死事件を例にとってみても、その認知件数が戦後ほぼ一貫して減少し社会が安定していること、検挙率も95%とほぼ一貫して高率を保持しており捜査方法が殺人事件や強盗致死事件の変化に対応し

ていることなどの事実を照らし、「犯罪の発生」や「検挙されないこと」が次の犯罪を生む、というような社会的影響は認められない。

(2) 公訴時効制度のいま一つの存在理由として、時間的経過により有罪の証拠も無罪の証拠も散逸してしまうことから、真実を発見することが困難となり、訴訟を進行することが不当となる、という訴訟法的側面がある。

ところで、わが国では、犯罪の証拠物の保管方法についてルールが存在しない。物的証拠をダンボールに入れて乱雑に倉庫に保管したり、鑑定対象物を全量消費して再鑑定を不能にしたりしている。これでは、訴追側にとっても起訴や公判維持に支障を来すし、被告・弁護側にとっても、防御権の行使に著しい支障となる。

証拠の劣化の防止や鑑定資料の保管について、立法措置が必要であるにもかかわらず、何ら検討がなされていない。

(3) 過去に発生した事件についてまで改正の遡及効を認めたことについては、憲法39条の罪刑法定主義に反する疑いすらある。

当会は、刑事司法の一翼を担う者として、以上のとおり今回の改正にまつわる問題点を指摘するとともに、引き続き犯罪被害者・遺族の権利擁護と被疑者・被告人の権利擁護を追求するものである。

2010（平成22）年4月30日
東京弁護士会会長 若旅一夫

世田谷ビラ配布国家公務員法違反事件に関する会長声明

本日、東京高等裁判所第6刑事部は、厚生労働省課長補佐が東京都世田谷区内の警視庁職員住宅の集合郵便受けに政党機関誌を投函したという国家公務員法違反被告事件について、一審の有罪判決に対する被告人の控訴を棄却し、有罪とする判決を言い渡した。

本判決は、本件ビラ配布が勤務時間外に職場とは無関係の場で行われているとの点につき、その行為に限ってみれば行政の中立性に及ぼす弊害が具体的・直接的に生ずるとは必ずしもいえないとしつつも、そうした行為が累積していく場合の弊害を視野に入ればその行為の規制にも合理性があるとし、原判決の有罪の結論を維持した。

政党機関誌を郵便受けに投函したことが国家公務員法違反に問われた事件に関しては、本年3月29日に同裁判所第5刑事部が、一審の有罪判決を破棄して無罪を言い渡している。

第5刑事部の判決は、行政の中立的運営及びそれに対する国民の信頼が重要な保護法益であるとしつつも、表現の自由の重要性に対する国民の認識が一層深まり、また、世界標準という視点を考えるよう国民の法意識が変容していることなどをふまえて、投函の行為が行政の中立的運営等の保護法益を抽象的にも侵害するものとは常識的に考えられないと判示した。当会はこの判決に

対し、同日、表現の自由等の重要性を十分にふまえた判決であるとして積極的に評価する会長声明を發した。

これに対し本判決は、表現の自由の重要性に対する国民の法意識の深まりや世界標準の視点などを十分にふまえることなく判断しており、表現の自由を制約する刑罰法規の適用に対して厳格な審査が行われたとはいえず、その問題性は極めて大きい。

日本弁護士連合会は、2009年の第52回人権擁護大会において、裁判所に対し、市民の表現の自由に対する規制が必要最小限であるかにつき厳格に審査することを求める宣言を採択した。また当会は、葛飾ビラ配布事件に関する会長声明（2009年12月1日）において、最高裁に対し、ビラ配布を含む表現の自由の重要性に十分配慮し、国際的な批判にも耐えうる厳密な利益衡量に基づく判断を示すよう要望した。

当会は、あらためて、すべての裁判所に対し、表現の自由が民主主義社会の死命を制する重要な人権であることをふまえ、その制約が必要最小限であるかにつき厳格な審査を行うよう強く求める。

2010（平成22）年5月13日
東京弁護士会会長 若旅一夫